

鳥取県告示第309号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成24年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
鳥取市	鳥取市湖山町南四丁目、湖山町南五丁目、河原町三谷、福部町左近、用瀬町美成、鹿野町岡木、気高町宿、国府町岡益、青谷町早牛、青谷町大坪及び青谷町蔵内の各一部	平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで
米子市	米子市淀江町稲吉の一部	〃
倉吉市	倉吉市上井、上井町一丁目、上井町二丁目、福吉町、福吉町二丁目、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、大正町、大正町二丁目、明治町、明治町二丁目、山根、伊木、金森町、越中町、越殿町、広瀬町、河原町、旭田町、研屋町、魚町、東仲町、西仲町、葵町、仲ノ町及び西町の各一部	〃
岩美町	岩美郡岩美町大字小羽尾、大字陸上、大字長谷、大字大谷及び大字大羽尾の各一部	〃
若桜町	八頭郡若桜町大字糸白見、大字根安、大字須澄及び大字岩屋堂の各一部	〃
智頭町	八頭郡智頭町大字奥本及び大字芦津の各一部	〃
八頭町	八頭郡八頭町篠波、西谷、佐崎、柿原、別府及び明辺の各一部	〃
三朝町	東伯郡三朝町大字小河内、大字神倉、大字福吉、大字加谷、大字木地山、大字笏賀、大字鉛山及び大字柿谷の各一部	〃
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字北福、大字野花、大字漆原、大字羽衣石及び大字方地の各一部	〃
琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字松谷、大字別所、大字八橋、大字笠見及び大字田越の各一部	〃
大山町	西伯郡大山町御崎、下甲、田中、赤坂及び赤松の各一部	〃
南部町	西伯郡南部町八金、池野及び西の各一部	〃
伯耆町	西伯郡伯耆町字代、清原及び真野の各一部	〃
日南町	日野郡日南町下阿毘縁、花口、宮内、阿毘縁、神戸上、丸山、神福及び新屋の各一部	〃
日野町	日野郡日野町久住の一部	〃
江府町	日野郡江府町大字武庫の一部	〃